

消 防 消 第 6 号
消 防 予 第 612 号
消 防 危 第 2 号
消 防 特 第 9 号
令 和 7 年 1 月 10 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁消防・救急課長
消防庁予防課長
消防庁危険物保安室長
消防庁特殊災害室長
(公 印 省 略)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項について（通知）

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 6 年総務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省令第 2 号）が令和 6 年 12 月 10 日に公布され、令和 7 年 1 月 10 日に施行されました。

これに伴い、留意事項を下記のとおりとりまとめましたので、その運用に十分に留意されるようお願いいたします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

- 1 令和 6 年 7 月 10 日に公布された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 244 号。以下「改正政令」という。）により、第一種特定化学物質に新たに指定された「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」の国内における泡消火薬剤及び消火器用消火薬剤への含有状況に

ついて、一般社団法人日本消火装置工業会及び一般社団法人日本消火器工業会による現時点における調査では、一部の泡消火薬剤、機械泡消火器及び強化液（中性）消火器に充てんされている消火器用消火薬剤（以下「消火薬剤等」という。）に副生成物としてこれらの物質を含有している場合があるとの報告を受けている。調査結果の詳細については、一般社団法人日本消火装置工業会（URL：<https://www.shosoko.or.jp/info/pdf/data2024122601.pdf>）や一般社団法人日本消火器工業会（URL：<https://www.jfema.or.jp/pfas/pfoa/>）のホームページを確認されたい。なお、今後新たな事実が判明した場合は、各工業会のホームページが更新される可能性があるので留意すること。

- 2 各工業会のホームページを参照しても第一種特定化学物質の含有の有無が判然としない消火薬剤等を保有している場合には、メーカーに第一種特定化学物質の含有の有無を確認するとともに、当該物質が含有されている場合には、改正後の化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令附則第三項の表 PFOS 又はその塩の項、PFOA 又はその塩の項又は PFHxS 若しくはその異性体又はこれらの塩の項に規定する消火器、消火器用消火薬剤及び泡消火薬剤に関する技術上の基準を定める省令（平成 22 年総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第 1 号。以下「省令」という。）で定める技術上の基準に従って適切に対応されたい。
- 3 消防機関等は、副生成物として「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」を含有している消火薬剤等を使った放射訓練や演習等（以下「放射訓練等」という。）を実施する場合にあっては、次に示すところにより、環境放出を抑えるよう努められたいこと。
 - (1) 放射訓練等を実施する場合は、事前に訓練計画を立てるとともに、訓練場所を指定すること。
 - (2) 改正政令の施行前に製造された消火薬剤等を放射訓練等に使用することは極力控えるとともに、第一種特定化学物質を含有していない訓練用の消火薬剤等や、「副生第一種特定化学物質を含有する化学物質の取扱いについて（お知らせ）」（平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課化学物質安全対策室、経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室、環境省大臣官房環境保健部環境保健企画管理課化学物質審査室）に基づき、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」（平成 30 年 9 月 3 日付け薬生発 0903 第 1 号・20180829 製局第 2 号・環企発第 1808319 号。以下「運用通知」という。）により、第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を含有した消火薬剤等の活用を検討すること。
 - (3) やむを得ず、改正政令の施行前に製造された消火薬剤等を用いて放射訓練等を実施する場合は、使用する消火薬剤等の量を必要最小限にするとともに、使用薬剤量及び放水量を管理すること。

4 消防機関等は、環境放出抑制の観点から、省令において定める技術上の基準の適用を受ける消火薬剤等については、第一種特定化学物質を含有していないものや運用通知により第一種特定化学物質として取り扱わないこととされた物質を含有するものへの切り替えを早期に進めるよう努められたいこと。

5 前記の事項のほか、次に示す事項に留意すること。

(1) 消火薬剤等によっては、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）の規制を受ける場合がある。詳細については「水質汚濁防止法に基づく指定物質に係る対応について（周知依頼）」（令和 5 年 12 月 18 日付け事務連絡）、日本消火装置工業会のホームページ等を参照されたい。

(2) 各メーカーが示している使用年限を経過した消火薬剤等（「PFOA の分枝異性体又はその塩」及び「ペルフルオロオクタン酸関連物質」を含有しないものを含む。）を廃棄物として処理する場合又は移替え、漏出、訓練及び点検等の際に生じた汚染物を処分する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 137 号）その他の関係法令の規定に従い処理すること。

(連絡先)

消防・救急課	鈴木係長・福山事務官 (TEL : 03-5253-7522)
予防課	西田係長・金子事務官 (TEL : 03-5253-7523)
危険物保安室	三宅係長・宇野事務官 (TEL : 03-5253-7524)
特殊災害室	三原係長・坂本事務官 (TEL : 03-5253-7528)